

日の出町狭あい道路整備等促進に関する要綱

令和 7 年 5 月 9 日

告示第 88 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町民の理解と協力を得て、狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、安全で安心な居住環境の確保及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 幅員 4 メートル未満の一般の通行の用に供する道又は道状の土地であって、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第 2 項の規定により特定行政庁が指定した道路若しくは道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条第 4 号に規定する道路又は町長がこの要綱を適用する必要があると認めた道をいう。
- (2) 後退線 法第 42 条第 2 項の規定又は同項の規定の準用によりみなされる道路の境界線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線の間にある土地をいう。
- (4) 隅切り用地 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所に設ける角地の隅角を挟む三角形の部分进行いう。ただし、前面道路の幅員が 4 メートル以上の場合はその道路境界線により、狭あい道路の場合はその後退線により構成する部分进行いう。
- (5) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地进行いう。
- (6) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの(建築設備を含む。)进行いう。
- (7) 後退支障物件 後退用地等に存する擁壁、門、塀、生け垣、樹木、電柱、街灯、地下埋設物等で、狭あい道路の拡幅整備の支障となる物件进行いう。

- (8) 建築行為等 建築物又は擁壁、門、塀等を建築し、又は築造する行為をいう。
- (9) 建築主 狭あい道路に接する土地において建築行為等を行う者をいう。
- (10) 関係権利者 後退用地等に係る土地及び後退支障物件の所有者をいう。
- (11) 所有権以外の権利 地役権、抵当権、地上権及び借地権等の私権をいう。

(後退用地等の寄附)

第3条 関係権利者は、後退用地等を寄附しようとするときは、後退用地等寄附申出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(寄附の採納の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申出があった場合は、その内容を審査し、後退用地等寄附の採納をする決定をしたときは、後退用地等寄附採納決定通知書(様式第2号)により、寄附を採納しない決定をしたときは後退用地等寄附却下決定通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

2 次に掲げる要件を全て満たし、前項の規定により寄附の採納を決定したときは、町長は、同項の規定により寄附の採納をする後退用地等の土地所有権移転登記を行うものとする。

- (1) 後退用地等の境界及び位置が明確であること。
- (2) 後退用地等に所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、設定された権利その他特殊な義務が日の出町の利益を害しないと認めるときは、この限りでない。
- (3) 後退支障物件がないこと。
- (4) 後退用地等に存する水路の排水が、関係権利者以外が所有する水路に流入しないこと。
- (5) 後退用地等のうち、全てを寄附すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件を満たしていること。

3 前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ないと認める場合は、同項に掲げる全ての要件を満たさないときであっても、後退用地等の土地所有権移転登記を行うものとする。

(後退用地等の整備)

第5条 町長は、寄附により取得した後退用地等について、予算の範囲内において舗装等の整備工事を行う。ただし、雨水排水等の対策及び後退用地等の面と道路面間の高低差が著しい場合等は、この限りでない。

(後退用地等の管理)

第6条 寄附を受けた後退用地等は、町長が管理するものとする。

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この要綱の適用を除外する。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発許可を受けようとするもののうち、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で開発許可を受けようとするもの以外のもの

(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業又は都市計画道路事業等の実施が確定した区域において建築行為等を行おうとするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長がこの要綱を適用することが適当でないと認めたもの

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。